

離婚届に必要な書類と手続きについて

1 証人について

- 協議離婚の場合、離婚の事実を知っている成人 2 名（親族でも可）の署名が必要です。空欄の部分があると受付できませんのでご注意ください。
裁判離婚の場合、証人は必要ありません。
- 証人が外国人の場合は国籍証明になるもの（パスポートの写し等）が必要になります。

2 婚姻中の氏（名字）を名乗り続ける届出について

- 婚姻の際に氏（名字）を変えた方で、離婚後も婚姻中の氏を名乗り続ける場合は、別途「離婚の際に称していた氏を称する届（77 条の 2 の届）」が必要で

※離婚成立の日から 3 か月以内であれば、「77 条の 2 の届」をすることができますが、離婚届と同時に提出しない場合は、一旦婚姻前の氏（名字）に戻ります。

3 子の戸籍の異動について

- 離婚後に戸籍を移した母（父）の戸籍に子を入籍させるには、子の住所地を管轄する家庭裁判所の許可を得た上で、市役所に母（父）の氏を称する「入籍届」を提出する必要があります。詳しくはお問合せください。
- 子が夫（妻）と養子縁組をしていて養子離縁届を提出する場合は、離縁届により子の戸籍が異動する場合とそうでない場合があります。詳しくは窓口でご相談ください。

4 その他

- 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に戸籍の届出をされる方で、「マイナンバーカード」「国民健康保険資格確認書」をお持ちの方はご持参ください。（甲府市在住で甲府市に届出をする方のみ）
- 届出の内容が戸籍に反映されるまでには時間がかかります。
- 甲府市では受理証明書の即日発行は行っておりません。発行できるようになるまでに数日～1 週間かかります。

5 離婚時の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、お二人の婚姻期間について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額をお二人で分割できます。原則として離婚後 2 年以内に手続きを行っていただく必要があるため、お早目に最寄りの年金事務所までご相談ください。